

支援業務実施計画書

(支援業務の概要及び実施の方法に関する事項)

特定非営利活動法人ことだまは、住宅確保要配慮者が円滑に住居に入居できるよう支援するため、以下の業務を実施していくものとする。

1. 支援業務事業実施の背景及び方針等

当法人は、平成30年から小牧市内で要介護状態の高齢者、障害者、障害児を扶養する者等を対象とした居宅サービス事業や障害福祉サービス事業等を実施してきている。

事業実施に関連し、近年では当法人が対象としている者や行っていない業務を低所得の健常者から支援を求められることが非常に多くなってきている。

今回、住宅セーフティネット法の改正を受けて既存の活動の見直し（追加）を行い、以下の居住支援業務、組織、運営に関する体制整備に基づいて的確に居住支援業務を行いつつ、協働していく必要がある、市役所等にも活動内容を再度伝えていき、ミスマッチングが無くなるよう働きかけていく。

2. 支援業務を行う区域

小牧市

3. 支援業務の対象とする住宅確保要配慮者の範囲

高齢者、障害者（住宅確保要配慮者の範囲を左記のものに変更する）

4-1. 支援業務の具体的内容及び実施方法

(1) 登録事業者からの要請に基づく、登録住宅入居者の家賃債務の保証（法第62条第1号業務）

実施しない

(2) 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助（法第62条第2号業務）

① 入居に関する相談、情報の提供

次のとおり住宅相談窓口を開設し、入居相談ならびに情報提供を行う。

・設置場所 小牧市南外山397番地

・受付日時 9:00～16:00（※土日祝日、GW、12月28日～1月4日）

・相談体制：相談員2名

・窓口の周知方法

法人ホームページに掲載

自立支援協議会等へ出席し、周知

・市町村や他の関係機関：市社会福祉協議会からの相談に対応

② 住まい探し・同行支援

相談員は、対象としている住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居を円滑に行うため、相談者のニーズを的確に把握し、地域にある不動産事業者と連携を取りながら、住まいの選定について支援を行う。

必要に応じて、仲介事業者や賃貸人のところへ同行し住まい探しの支援を行う。

③ 入居手続き支援

住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居が円滑に進むよう、契約手続きや行政手続き等の支援を行う。

（３）賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助（法第 62 条第 3 号業務）

定期的な見守り、生活相談対応

生活支援員は、賃貸住宅に入居する要配慮者の安定した居住を確保するため、必要に応じ定期的な見守りを行う。また、入居後の生活トラブルや、福祉サービスに関する相談に対応する。

（４）賃貸住宅の賃貸人に対する、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るための必要な情報の提供（法第 62 条第 4 号業務）

実施しない

（５）賃借人である住宅確保要配慮者からの委託に基づく、当該住宅確保要配慮者が死亡した場合における当該住宅確保要配慮者が締結した賃貸借契約の解除並びに当該住宅確保要配慮者が居住していた住宅及びその敷地内に存する動産の保管、処分その他の処理（法第 62 条第 5 号業務）

なし

（６）附帯業務（法第 62 条第 6 号業務）

①特定相談支援業務及び障害児相談支援業務

4－2 住宅確保要配慮者から対価を得て支援業務を行う場合

（１）当該支援業務の内容

該当なし

（２）対価及び提供の条件

該当なし

5. 支援業務の組織及び運営に関する事項

(1) 支援業務を実施する組織体制

別添1 参照

- ・「特定非営利活動法人ことだま」本部の本経理とは別会計・別通帳とする。
- ・帳簿等は施錠できるキャビネットに保管する。
- ・保管方法は毎年度ごとにファイリングする。
- ・帳簿の備付け等は、法第 67 条並びに合同規則 48 条及び第 49 条を順守する。
- ・保管は 5 年とする。

(2) 人員・運営体制

別添1 参照

(3) 支援業務を行う事務所の所在地

小牧市南外山 3 9 7 番地

(4) 法人が居住支援事業を行う意思決定の経過

定款に反映済みである

(5) 個人情報の取り扱いについて

個人情報を含む各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。

(地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項)

(1) 地方公共団体との連携に関する事項

- ・実施地域の市にて居住支援協議会が発足されれば、積極的に参加をして連携を図っていく。
- ・愛知県住宅確保要配慮者居住支援協議会へ参画する

(2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項

- ・実施地域内の仲介事業者と連携を図れるよう努める。
- ・小牧市地域包括支援センター及び基幹・委託・特定相談支援事業所と居住支援に係る連携体制を構築している。

(支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項)

（１）人材の確保及び資質の向上に関する事項

居住支援協議会・居住支援に係る外部組織や全国団体等が主催する研修会の参加等により、住宅・福祉等の専門的知識や多角的視点、最新の ICT 技術等の全国的な動向、他の居住支援法人の優良な取組事例等を把握するよう努める。

NPO法人ことだま
無断転載／転用禁止